

農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月2日(木)10時00分から10時35分

2. 開催場所 役場1階 第2会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1 番	野澤 典生
会長職務代理	2 番	飯澤 清成
農業委員	3 番	青木 博子
	4 番	島田 美知恵
	5 番	赤羽 道子
	6 番	高井 学
	7 番	横川 又司
推進委員		中村 良治
		伊藤 信一
		唐澤 秀明
		吉江 森男
		小松 英幸
		有賀 則幸
		有賀 米吉

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について《諮問案件確認》

議案第2号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第3号 農地利用配分計画(案)について

議案第4号 非農地の承認について

議案第5号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告事項 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 丸山 貴之

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 野澤 隆生

役場産業振興課農政係 松田 馨司

役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<丸山事務局長>

早いですが皆さんお集まりですので、始めさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは開会を飯澤代理お願いいたします。

(開会)

<飯澤職務代理>

皆さんお疲れ様でございます。だいぶ農地も秋らしくなり、またこの季節独特の山の話題もだいぶ聞こえてきました。今日もいろいろ審議していただく内容でございますので、慎重審議よろしくをお願いしたいと思います。

では今から農業委員会の総会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<丸山事務局長>

それでは会長あいさつ、野澤会長をお願いします。

<野澤会長>

皆さんおはようございます。先月は皆さん農地パトロール、初めての経験の方は大変だったかと思います。本当にご苦労様でした。ありがとうございました。これから農地パトロールについてはですね、事務局の方で、今正常に耕作されてる農地はそのまま継続していいんですが、皆さんご理解いただいたかと思いますが、特に畑を中心に耕作されてないとか、いろいろな本来の目的以外に転用されてる、使われてる農地とか結構分かっていただけたんではないかなと思います。

これは今私達が進めています地域計画というところともリンクしておりますけれども、今後農地をそれ以外のものに、また農地が農地として使われてないところや耕作放棄地、こういうのをどうやって解消していくか、これが私達の今後の課題になってきますの

で、是非とも皆さんにはこういった農地を少しでも減らして、農地が変わっていくということになればと思いますので、よろしくお願いいたします。

今も飯澤さんから秋らしくっていうふうに言われましたが、今年は皆さんご存知の通り、うちもそうですけど田んぼの稲が倒れてしまい、本当にこんな効率が悪い刈り取りの年になったのもなかったと思うんですけども。そばもどんどん実がついてきていますし、まだまだ刈り取りもしてない田んぼが多いですから、皆さんくれぐれも焦って変な労災事故が起きないように気をつけていただいて、安全に作業を終えられることをお願いして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<丸山事務局長>

それでは議事録署名委員の指名、会長お願いいたします。

<野澤会長>

議事録署名人は5番の赤羽さん6番の高井さんをお願いいたします。

(議事)

<丸山事務局長>

それでは4番の議事に入ります。会議規則第6条により議長は会長ということで、会長のほうで進行をお願いいたします。

<野澤会長>

それでは議事に入ります。議案第1号について説明していただきます。まず1番について野澤補佐をお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～3番】

<野澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

次の農地の名義は亡A相続財産となっており、名古屋家庭裁判所にてその相続財産管理人が選任されておりますので、相続財産管理人からの申請を受け付けました。

愛知県春日井市…番地に所在する弁護士法人〇〇事務所の弁護士××さんが相続財産管理人となっております、

大字小野…番、地目は畑、面積245㎡を、

大字小野…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲受人のBさんは、Aさんと親族関係であり、このたび申請地を取得し、耕作される

ということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤代理、中村推進委員から意見書をいただいております。

<中村推進委員>

はい、ご説明いたします。9月11日の午後1時から、代理と私とBさんで立会いを行いました。

Bさんにつきましては説明の通り親族ということで管理をされていまして、この度農地を譲り受けるということであります。耕作もしておりまして何ら問題はないかと思いますので、よろしくお願いします。

<野澤会長>

ありがとうございます。それではこの件につきまして、何かご質問ご意見ありましたらお願いいたします。なければこの件につきまして採決を取りたいと思います。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<野澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

次の農地の名義は亡C相続財産となっており、長野家庭裁判所伊那支部にてその相続財産管理人が選任されておりますので、相続財産管理人からの申請を受け付けました。

伊那市…番地にお住まいの弁護士××さんが相続財産管理人となっております、大字平出…番、地目は畑、面積117㎡を、大字平出…番地にお住まいのDさんが譲り受けるものです。

譲受人のDさんは、申請地東側の農地を耕作されていることから、今回申請地を譲り受け、合わせて農業をされるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、赤羽委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

お願いします。9月の16日に赤羽さん並びに担当の方と確認をいたしました。

今話がありましたように、譲渡人のCさんはすでに亡くなっておりまして、Cさんの相続管理人になります××弁護士さんが、この土地を所有したい方を探しておりました。譲受人のDさんはこの土地のすぐ隣に耕作をしておりまして、この機会に譲り受けることになりました。管理状況は、今管理していまして良い状態ですぐに耕作できる状態です。境界もはっきりしていますので問題はないかと思います。よろしくお願いします。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。この件につきまして、ご質問ご意見ありましたらお願いいたします。

ちょっと私から質問させてください。この亡くなったCさんは他に農地あるんですか。

<事務局中澤>

はい、あります。それはまだ2筆ぐらい残っています。お住まいになっていた家とそこに隣接する農地に関しては、何か月か前に全部宅地分譲ということで売りに出して、農地からもう既に分譲地が変わっています。

<野澤会長>

それはまたあとから出てきそうですね。はい、ありがとうございます。

他にご意見ご質問よろしければこの件について皆さんの採決をとりたいと思います。この件につきまして賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

岡谷市…番にお住まいのEさんが所有いたします、

大字樋口…番、地目は田、面積715㎡および、

大字樋口…番、地目は田、面積109㎡を、

大字赤羽…番地にお住まいのFさんが譲り受けるものです。

譲渡人のEさんは相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住まいのため管理ができず、辰野町土地開発公社が有効活用を考え仮登記をしていましたが、このたび

申請地の周りを耕作されている F さんが譲り受け、一帯的に耕作されるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、高井委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<高井委員>

先月9月19日、有賀委員さんと私とそれから川村土地家屋調査士と現地を確認させていただきました。

今説明がございました通り隣地をFさんが耕作しておりまして、全然問題がないということで、確認させていただきました。以上でございます。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件につきまして何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたら採決をとりたいと思います。この件につきまして賛成の方挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について】

<野澤事務局次長>

1番、使用貸借権の設定でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

大字平出…番地にお住まいのGさんが所有いたします、

大字平出…番、地目は田、面積434㎡を、

松本市…番地にお住まいのHさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人と譲受人は親子であり、Hさんは現在ご夫婦で町外のアパートにお住まいですが、将来家族が増えることを考え、Gさんが所有する農地を譲り受け、住宅を新築したいということで申請がありました。

申請地は準工業地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年10月1日付けで

地域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、赤羽委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

9月16日ですね、赤羽さん並びに担当のモテギさんと確認をいたしました。

今話があった通りですが、場所は××線に面した土地ですね、〇〇の下に△△がありまして、そのすぐ隣にある土地で地目が水田ですが耕作はされておられません。

譲受人は父親の所有する土地を譲り受け住宅を建てる予定であります。資金調達の件もきちんとしております。また下水道も繋げられる状態であります。また境界がはっきりしてますので問題はないかと思われまします。よろしくお願ひします。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。この件について何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。なければ採決に入りたいと思います。1番について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのIさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積409㎡を、

大字伊那富…番地にお住いのJさんおよびKさんが共有で取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人のIさんは相続にて申請地を取得しましたが、農地の有効活用を考えておられました。

譲受人のJさんとKさんは、現在町内のアパートにお住まいですが、将来を考え、申請地を取得し共有で住宅を新築したい計画であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年9月1日付けで地域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、横川委員、島田委員から意見書をいただいております。

<横川委員>

9月18日木曜日夕方、島田農業委員と私、それから先方は松島の土地家屋調査

士の説明を受けながら現地立ち合いを行いました。

お近くに住むIさんがですね、先ほど言われましたJさんとKさんの2人に土地を譲渡し、宅地転用するということでもあります。この周辺は住宅地化が進みまして境界等は明確になっておりますし、道路の幅も4mありますし上下水道も通っておりますので、問題特にはないと思います。年内に着工するというようなことを聞いておりますので、現地確認後意見書に押印をしてありますので、ご審議をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件につきまして質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようですので2番について採決をとりたいと思います。この件について、賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

【議案第2号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<野澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計3件、3筆の利用権の設定であります。詳細は議案書8ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と3筆、2,546㎡について5年3ヶ月の使用貸借権を設定するものです。続きまして・・・(第3号へ)

【議案第3号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<野澤事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第2号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく8ページをご覧ください。

株式会社Lへ1筆、1,111㎡について5年3ヶ月の使用貸借権を

Mさんへ1筆、671㎡について5年3ヶ月の使用貸借権を

Nさんへ1筆、764㎡について5年3ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とL、Mさん、Nさんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会

は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件について質問ご意見ありましたらお願いいたします。
なければ私の方からすみません。この3件とも継続ですか。新規じゃないよね。

<事務局松田>

〇〇さんは継続だったかと思うんですけど、上二つは新規ですね。二つは新規です。△△さんと□□さんの二つは新規ですね。

<野澤会長>

これは今進めている地域計画と連動はしてますよね。

<事務局松田>

そうですね。その地区を見て担い手と併せて確認済みです。

<野澤会長>

ちょっと今後中間管理のこの件については、地域計画も今後実際にこれから深まっていくんですが、それとリンクしてるってところも何か確認を、口頭でいいと思います。すがもし付け加えてもらえると非常に助かります。よろしくお願いします。

その他で何かご質問ご意見ありましたらお願いします。なければまず議案第2号の集積計画についての採決をとりたいと思います。議案第2号集積計画について賛成の方举手をお願いいたします。(全員举手)ありがとうございます。

続きまして議案第3号、農地利用配分について賛成の方举手をお願いいたします。(全員举手)ありがとうございます。

【議案第4号、非農地申請について】

<野澤事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。

詳細は議案書10ページ、地図は8ページをご覧ください。

次の農地の名義は亡A相続財産となっており、名古屋家庭裁判所にてその相続財産管理人が選任されておりますので、相続財産管理人からの申請を受け付けました。

愛知県春日井市…番地に所在する弁護士法人〇〇事務所の弁護士××さんが相続財産管理人となっております、

大字小野…、地目は畑、面積272㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は当時の所有者であるAさんが相続された平成6年

には既に原野化しており、以来管理することもなく現在に至っているということです。農地に復元するのは容易ではなく、今後農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。

この件につきましては、飯澤代理、中村推進委員にご確認いただいております。

<中村推進委員>

はい、現地確認につきましては先ほどの3条と同じ日に行いました。その前にですね、農地パトロールで事務局と飯澤代理と私でこの辺りを確認しております。

ここは〇〇集落の東側になりまして、ちょっと高台になるわけではありますが、この辺一帯はもう原野になっておりまして耕作してる土地は一筆もありません。将来的には全ての土地が非農地申請が出てくる可能性もありますけれど、現在は1筆ということでお願いをしたいと思います。3条の件と同じ関係でありますので、よろしくお願いします。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件について何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。

すみません。これ今中村さんの説明にありましたが、これ全部農地パトロールで一斉にやるということ？結果から。

<事務局中澤>

今回は個別に非農地申請が出てきたので個別で対応するんですけども、他の筆一帯に関しては今回の農地パトロールで確認してきました。すぐに非農地という処理ではなく、今後改善される余地はないと思われるのですが、ある程度猶予を見た上でゆくゆくは非農地化していかなきゃいけないのかなっていう場所だということは確認をしてきました。

<野澤会長>

はい、わかりました。ありがとうございました。

他にご意見ご質問なければ議案第4号について採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

【議案第5号、農業振興地域整備計画の軽微変更について】

<野澤事務局次長>

農業振興地域整備計画の軽微変更であります。こちらは軽微な変更ということで

農振農用地からの除外ではなく用途の変更を行うものであります。

農振農用地の除外につきましては年に2回、農業振興地域整備促進協議会で審議しておりますが、農地法第4条の届出等軽微な変更に関する用途区分の変更に関しては、農業委員会で審議可能の案件とされております。農業振興地域整備促進協議会は、次回3月開催予定であります。申請者の利益を鑑み、本日の農業委員会総会にて、ご審議いただくこととさせていただきます。

自己所有の土地での農業用施設への転用に関しては、「農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出」が必要となりますので、用途の変更が承認されましたら、届出書類を受理し、来月以降の総会の報告事項とさせていただきます。それでは申出の概要であります。

1番、詳細は議案書12ページ、地図は9ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住いの O さんが所有いたします、
大字伊那富…番、地目は畑、面積915㎡のうち199.06㎡を、
農業用倉庫として利用するための申出です。

申請地が住宅より離れていて、現地で農業を継続するにあたり、肥料や作物の保管場所が手狭になったため、新たに農業用倉庫を建築することによる用途変更を行うものでありますので、ご承認をお願いします。

この件につきましては、野澤会長、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

9月5日に建築事務所担当の方とそれから野澤会長、私小松3人で現地を確認させていただきました。

届出人の O さんは申請地が住宅から多少離れているということで、現地で農業を継続するにはちょっと不便だということで、既存の農業用物置は小さいものが建設されてるんですが、地図の方斜線で三つ記載してますけど、縦長のものと小さなもの、これが現存のものなんですけども、これだけだと手狭ということでその下のちょっと大きな斜線の四角、これを肥料や作物貯蔵保管するのに、新たに倉庫として建設したいということで今回の申請になったものです。

境界につきましてはですね、自分とそれから〇〇区内の知ってる人の土地ということで特に問題ありませんし、それから北側は道路ということで特に問題ないかと思いますけれども、一応そういうことで問題ないということで、ハンコを押してまいりました。特に問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件につきまして何かご質問ご意見ありましたらお願いします。まず(1)の件についてご意見ご質問なければ、採決を取りたいと思います。1番について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

2番、詳細は議案書13ページ、地図は10ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住いのPさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積562㎡のうち180㎡を、

農業用倉庫として利用するための申請です。

耕作に必要な農業用機械の保管場所として農業用倉庫を建築することによる用途変更を行うものでありますので、ご承認をお願いします。

この件につきましては、野澤会長、小松推進委員から意見書をいただいております。

<野澤会長>

この件について説明をさせていただきます。9月9日の日にPさん、それから小松推進委員さん私で現地で立会いを行っております。

現状は田んぼなんです、Pさんの息子さんが今後コンバインとか田植え機を購入して少し田んぼを広げたいという計画があるため、倉庫にしたいということで申請がありました。

下に住宅、上は田んぼということで、南側が畔ということで特に大きな問題はないかと思っておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

それではこの件につきまして質問ご意見ありましたらお願いいたします。この件についてなければ採決をとりたいと思います。賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

続きまして報告事項をお願いします。

報告事項

<野澤事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続の届出計7件、議案書の14ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<野澤会長>

ありがとうございました。ではこれで全ての議事が終わりましたので、事務局の方にお返しいたします。

<事務局中澤>

今回の委員会総会開催日についてお知らせいたします。

○次回委員会総会開催日

日時:令和7年11月5日(水) 10時00分

場所:役場2階 大会議室 よろしく願いいたします。

<丸山事務局長>

委員の皆様から何かありますでしょうか。よろしいですかね。それでは総会の方閉めたいと思います。飯澤代理閉会をお願いします。

(閉会)

<飯澤職務代理>

皆様の慎重審議ありがとうございました。これをもって総会を閉会させていただきます。ありがとうございます。

<丸山事務局長>

ありがとうございました。それでは協議会の方はその時計で45分から始めたいと思いますので、それまでにお集まりいただければと思いますのでお願いいたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印